貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書

日本機械輸出組合と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、2025 年４月１日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。

記

（対象契約から除外する契約）

第１条　別紙１から 127 のⅠ．に規定する一の契約については、特約書第１条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。

（対象契約の契約金額の変更）

第２条　特約書附帯別表第２に掲げる契約であって、別紙Ａ記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結したものについては、当該附帯別表の規定にかかわらず、当該契約の契約金額を 1,000 万円以上とする。

（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）

第３条　輸出者等ごとに別紙１から 127 のⅡ．に規定する仲介貿易契約については、特約書第１条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。

（対象となる貨物の追加）

第４条　別紙Ｂ記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した一の契約については、特約書附帯別表第２の対象貨物に別紙Ｂ記載の該当する貨物を含むものとする。

（保険責任開始日及び保険料に関する特約の適用）

第５条　輸出者等ごとに別紙１から 127 のⅢ．に規定する対象契約については、Ⅲ．に記載の保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用するものとする。

（追加特約の内容の変更）

第６条　別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、特約書第１条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書２通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その１通を所持する。

2025年４月１日

日本機械輸出組合
理 事 長　　國分　文也　　印

株式会社日本貿易保険
代表取締役社長　黒田　篤郎　　印